

令和3年度第8回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和3年11月22日(月) 9時57分開会 10時59分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 17名／20名(出席者は別紙名簿のとおり)

(2) 鳥取県経営支援課

鳥取市農業委員会

三朝町農業委員会

農業会議

倉益、漆原、山根、岡田、中嶋

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局 (山根)	(午前9時57分) 定刻より若干早いですが、委員の皆様お揃いになりましたので、ただ今より令和3年度第8回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。 本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり、20名中、17名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。 それでは、ここで小林会長に挨拶をお願いします。
2 会長挨拶 (概要)	皆さん、おはようございます。 本日、令和3年度第8回常設審議委員会を開催致しましたところ、関係各位にはご多用のところ出席をいただきありがとうございます。 新型コロナウイルスも、鳥取県に於きましては、患者発生から昨日まで、1669名、ワクチン接種・対策等もあり10月30日から昨日まで、11月11日1件を除き新規感染者0で推移しております。 一日も早い収束と経済の好循環、特にコメをはじめ農産物の流通の増大が図られることを期待するものであります。 また先日、農地法違反の事案が発生したとの報道がありました。 日頃、農業会議と致しましても、各市町村の農業委員・農地利用最適化推進委員へ農業委員会制度・農地法・関係法令等、研修会により理解していただき、コンプライアンス、法令順守に乗り取り委員の活動と農家へ向けての発信をお願いいたしておる所であります。 この事案につきましては、農地パトロール、農地利用状況調査による現状把握と地権者、農家に向け、組織を挙げ、なお、一層の指導徹底をはかって行かなければなりません。 農水省が19日、2022年産の主食用米の需要に見合った適正生産数量を675万トンに設定されました。 21年産が平年作、作況指数100だった場合より21万トン少ない。面積ベースでは21年産実績から約4万ha、3%の減産が必要な水準で、21年産が作況指数101の見込みの場合は、26万トン少ない、米の生産地としては、21年産に引き続き、大幅な作付転作が求められ、需給安定には引き続き大幅な減産が求められ、転作に向けて転作定着促進が喫緊の対策課題であります。 なお、本日の常設審議委員会に於きましては、報告事項、審議事項は、農地法第5条の規定に基づく意見聴取案件、鳥取市1件三朝町1件計2件であります。その他情報提供は、事務局の方で説明いたします。本日は十分な審議をお願いしまして、開会の挨拶といたし

事務局 (山根)	ます。よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 なお、前回お知らせすべきところでしたが、北栄町松本町長が退任されました。皆様によろしくということでした。 これによりまして、3号会員としては自動的に新町長の手嶋町長となるわけですが、県町村会推薦の2号会員につきて現在、手続き中でございます。後任が決まり次第、理事会で承認いただき、また、理事の補欠選任についても手続きを進めておりますので申し添えます。 それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。
3 議事録署名人の選任 小林議長	それでは議事に入らせていただきます。 議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。 (異議なし)
小林議長	それでは、田邊委員（米子市農業委員会）、長住委員（日野町農業委員会）の両名を指名いたします。
4 報告事項 小林議長	それでは、日程に基づき、報告事項です。 (1) 先月の農地転用許可状況について、報告願います。
県経営支援課	(資料1により説明)
小林議長	皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。
小林議長	その他、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし)
4 議 事 小林議長	議事に入ります。 議案第1号を説明下さい。
事務局 (漆原)	それでは、今月の農地法第4条、第5条の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。 (一覧表を説明) 今月は、第5条案件で、2件、三朝町農業委員会、鳥取市農業委員会から各1件の意見聴取がございます。 この案件はいづれも、5, 000㎡を越えておりませんので現地調査案件ではございません。 それでは、三朝町農業委員会から説明いただきます。 よろしくお願いいたします。
三朝町農委	三朝町農業委員会事務局のと申します。本日はよろしくお願いいたします。 三朝町の案件の概要ですが、農地法第5条に基づく転用案件です。 本件は、自動車部品の製造を行っているの

工場増設に伴う工場用地及び工場立地法に基づく緑地に供する用地として農地を転用するものでございます。はじめに資料2-1・1ページをご覧ください。

土地の所在等は、

譲受人及び転用事業者は、

で主に自動車部品の加工並びに販売を行っている会社です。譲渡人は、2名で申請地付近にお住まいの方1名と申請地の出身者で倉吉市にお住まいの方1名。権利の内容は、売買による所有権移転です。

2ページ目をご覧ください。営農状況ですが、2018年までは水稻、大豆の作付けが行われていたが、所有者が高齢になり作付けが困難になったことから現在は自己保全管理の状態が続いています。

次に転用目的ですが、製造製品の納品先であるダイハツ工業の求めに応じ、新たにハイブリット車の部品生産ラインを短期間で立ち上げる必要性があることから、グループ会社である三朝製作所に新たな生産工場を増設するものです。また、工場の増設に伴い既存工場と併せ、敷地面積が9,000㎡を超えることから、工場立地法第4条第1項に定める準則に基づく一定の緑地整備が必要となり、工場用地に併せて緑地面積を確保する計画です。工事期間は許可日から令和4年12月31日までです。

立地基準ですが、5ページの間接図も併せてご覧ください。

農地区分は小集団の生産力の低い第2種農地で、農用地区域になっています。南側、東側は道路に、北側は水路を挟んで山林に、西側は既存の工場に囲まれており、一団の農地とは分断された農地であることから他の農地の営農に影響を及ぼすことはありません。代替地等については、工場用地及び緑地として面積要件をクリアできるよう、既存の工場用地に隣接する土地を選定して事業計画を立てていることから、申請地のほかに適当な土地はありません。

続いて6の一般基準の他法令許認可ですが、農用地区域内農地の転用事業が農振法で規定された農業振興地域整備計画の達成に支障はないと三朝町では判断しており、現在、除外申請手続きを進めているところです。

また、申請地の西側で既存工場との間に法定外公共物、青線がありますが、機能を維持させるので問題は生じないものです。

規模の妥当性について、6ページの全体配置図画平面図に利用計画を示しています。増設する第5工場と併せて緑地の整備するもので、取得規模は妥当であると判断しています。

営農及び被害防除計画等の措置です。工場増設用地は、既存の工場、青線を挟んで山林、道路に囲まれた農地を活用するもので、建設のための底地部分の外周の大部分は緑地として整備する計画。用地造成で不要となった土は、県道を挟んだ緑地の整形に活用する計画です。また、計画地の雨水排水処理については、7ページに雨水の流れる方向を図示していますが、構内に傾斜を設けて既設の水路へ流出する処理を計画されています。

資金調達計画についてですが、

残高証明書で 残高を確認しており、転用行為を行うのに必要な資金があることを確認しております。

農業公共投資につきましては、昭和54年度から昭和58年度にか

けて団体営は場整備を実施している区域です。なお、土地改良区はありません。関係権利者の同意であります。関係集落が2集落ありますが、両方の集落から同意済みであります。

農業委員会の意見及び審議の概要については、11月10日に農業委員、当該事業の実施責任者及び事務局で現地説明、調査を実施し、同日に開催した農業委員会総会で審議を行い、農地転用の許可基準に合致し、転用許可は妥当であると判断しております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

小林議長

説明が終わりました。
質問は一括してお受けしますので、次に鳥取市農業委員会説明して下さい。

鳥取市農委

鳥取市農業委員会事務局の[]と申します。よろしくお願いいたします。

農地法第5条の許可申請、[]
農地転用計画の概要について説明させていただきます。

資料2ページの30aを超える事案説明資料をご覧ください。

1番の土地の所在等につきましては、[]
[]面積合計は3,111㎡になります。

資料4ページの位置図をご覧ください。
[]
[]

資料2ページに戻ってください。2番の現在の営農状況につきましては、申請地の近隣は、ほ場整備された農地が広がっていますが、近年では宅地化が進んでおります。申請地は現在、休耕地となっておりますが保全管理されている農地となっております。

続きまして、3番の転用事業者についてですが、事業所は[]
[]にあり、事業内容としましては、ミネラル抽出液の基礎研究、応用研究並びに工業化試験、ミネラル抽出液の普及並びに市場開拓等を営んでおられる、[]です。

4番の転用目的についてですが、転用目的といたしましては、工場、事務所、試験場となっております。必要性につきましては、事業拡大による効率化を図るため、現在の本社工場に近い申請地に事務所を移設。鳥取市[]にある製造・配送センターを移設し一括管理できる拠点として整備するものです。

5番の立地基準につきましては、資料5ページの間接図をご覧くださいとわかりやすいかと思います。申請地の農地区分ですが、第3種農地となります。区分決定根拠といたしましては、[]
[]

営農条件ですが、申請地の東側は田、北側は市道を挟み田、西側は[]挟み田、南側は用水路を挟み宅地に接しております。

代替地等ですが、事業候補地を検討した結果、[]
[]

資料2ページに戻っていただきまして、6番の一般基準になります。他法令許認可ですが、都市計画法第29条の開発許可につきましては、事前協議済です。規模の妥当性ですが、資料6ページの土地利用計画図をご覧ください。敷地面積3,111㎡に対して、工場・事務所の建築面積は757.57㎡。研究施設の試験場も設置される計画であり、規模は妥当であります。

	営農及び造成・被害防除計画等の措置についてですが、資料 8 ページの計画断面図をご覧ください。最高75cmの盛土造成を行いまして、周囲には基礎ブロック、南側に L 型擁壁を設置します。北側と西側の進入路部分を除く周囲に1.2mのフェンスを設置します。 資料 7 ページの用排水系統図をご覧ください。雨水は敷地内に集水桝を設け、新設する道路用側溝と U 字側溝から北側と南側の水路に放流、汚水は合併浄化槽で浄化し南側の水路に放流します。隣接農地の耕作者の同意は得ております。 資料 2 ページに戻ってください。資金調達計画についてですが、 通帳の写しにより確認しております。 7 番の農業公共投資につきましては、同和対策ほ場整備事業として昭和 5 2 年に事業が完了しております。大井手土地改良区から同意を得られております。 以上のようなことから、転用については妥当と判断いたしました。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。
小林議長	2 件の説明が終わりました。委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。
長住委員	三朝町の案件で質問する。計画の中で緑地があるがその計画、内容はどうなっているか。
三朝町農委 	大部分は張り芝で、樹木も植栽する計画とのことです。
長住委員	樹木の場合、成長したときの維持管理もきちんとやるようお願いをしておいて下さい。
三朝町農委 	了解いたしました。
小林議長	はい、その他は、中村委員どうぞ。
中村委員	三朝町の件で、工場立地法で緑地を設けないといけないということですが、どの位設ける必要があるのか、お聞きしたい。
三朝町農委 	工場立地法の説明を若干させていただけたらと思います。 工場立地法に基づきます、製造業の工場これが特定工場というものになるようですが、敷地面積が9,000㎡以上、建築面積が3,000㎡以上となりますと、工場立地法で必要な緑地を確保するということになり、今回、敷地面積が15,730㎡、建築面積が7,258㎡となっておりますので、定める基準でいきますと25%緑地帯が必要であるため、15,730㎡の25%、3,932㎡の面積が必要となります。したがいまして、今回の場合、4,304㎡の緑地を確保しておりますので、工場立地法に定める基準に合致しており、適当と判断しております。
小林議長	よろしいか。
中村委員	はい、了解です。
小林議長	その他、ご質問、ご意見はよろしいか。

伊藤委員	鳥取市の案件で、研究施設は試験場と書いてあるんですが、具体的な建物は建てられるような図面はありません。具体的内容は。
鳥取市農委	はい。試験場についてですが、建物はそこに建てずに、ミネラルの抽出液を利用した肥料で野菜全般の栽培、栽培し味覚試験、化学肥料や農薬を使っても問題がない土壌研究等をされるようです。
伊藤委員	ここで作られた製品をここでチェックされるということですか、ここは既存の田んぼの土壌を使われるのか。
鳥取市農委	土を掘り返して、土壌を入れ替えると聞いております。
伊藤委員	底地には何か張られますか。
鳥取市農委	そこまでは確認しておりませんが、土の入れ替えだけ聞いております。
伊藤委員	要は、日頃の研究で有害物質がでないと思いますが、仮にそういうものが漏れて土壌に浸透して、周辺に影響がでる可能性がないわけではない。その確認をされた方が良いと思う。 例えば、ここに降った雨水は周辺から遮断しているとか、そういった対応も必要となるのではないか。周辺に浸透しないということで。そこは確認して下さい。
鳥取市農委	はい、分かりました。
小林議長	それでは、周辺に与える影響等については、十分確認をとって下さい。今ここで確認がとれないと思いますので、また、はっきりしたものを報告して下さい。 他にご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし)
小林議長	それでは、お諮りします。 まず、三朝町の案件について、異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
小林議長	ありがとうございました。それでは異議なしといたします。
小林議長	次に、鳥取市の案件について、異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
小林議長	ありがとうございました。それでは異議なしといたします。
5 情報提供 小林議長	(1) 令和4年度本会会費要請について

(事務局) 倉益 小林議長	事務局説明願います。 (資料３を説明、あわせて、11/5特別研修、 11/9米価下落意見交換会、11/15.16農地・担い手関係担当者会議、11/18女性農業委員新任研修について、口頭報告し県の補足説明があった。) 説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。 (質問・意見なし)
6 その他 小林議長 小林議長	それでは、その他として皆さんから何かございますか。 (事務局から次回開催日等の日程について報告) その他、皆さんから何かございますか。 (質問・意見なし)
6 閉 会 小林議長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。(10時59分)